

Title	地域社会への教育サービス: コミュニティ・カレッジの場合
Sub Title	
Author	坂本, 辰朗
Publisher	三田哲學會
Publication year	1979
Jtitle	哲學 No.69 (1979. 3) ,p.134- 135
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	三田哲学会例会記録
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000069-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地域社会への教育サービス

——コミュニティ・カレッジの場合——

坂 本 辰 朗

アメリカ合州国において、19世紀のなかばに、その理念の発芽をみた「ジュニア・カレッジ」は、多くのすぐれたイデオログたちの影響を受けつつ、第二次大戦後は、その多くが「コミュニティ・カレッジ」と呼ばれるようになった。そして、これらの教育機関に、特に1970年代になってから期待されるようになった機能に、コミュニティ・サービス、すなわち、地域社会への教育サービスの機能がある。今回の発表は、このコミュニティ・サービス機能の歴史的な成立、現状、および問題点について、先に私が日本比較教育学会第13回大会でおこなった発表（後に論文として同学会紀要第4号に掲載）につづいておこなうものである。

中等教育以降の教育機関が、その所在する地域社会に対して教育的サービスをおこなうという事例は、少くとも日本と比較すれば、合州国においては決して珍しいことではないが、特にコミュニティ・カレッジにおいては、それがジュニア・カレッジとして誕生した時点以来、まず最初は、地域社会に対して、大学学部の最初の二学年という formal な教育サービスをおこなうという形態から、やがて、職業的、一般教育的プログラムをも加えてゆくという形で、一貫して、地域社会との緊密な関係が保持しつづけられてきた。

しかしながら、合州国において、1965年高等教育法が全般的に、高等教育機関の地域社会への教育的サービスを規定して以来、コミュニティ・カレッジは、そのみずからの地域社会との関係を、より明確な形で、再考をせまられることになった。そして、そのような動向の中から、注目すべき多くの理論的業績および実践があらわれてきた。特に、Harlacherによる画期的なコミュニティ・サービス研究(1969年)、および、Myranによる、コミュニティ・カレッジが、従来までの、いわゆる「オープン・ドア＝地域社会からカレッジへの一方通行」を、「ダブル・ドア＝カレッジの地域社会への、いっそうの侵透および、地域社会のカレッジ活動へのいっそうの参加」へと変革するための3つの基礎概念の提唱(1969年)は、このような研究の第一歩をしるすものであった。そして、全米コミュニティ・ジュニア・カレッジ協会の会長 Gleazer, Jr.による community-based, performance-oriented community college の提唱(1974年)により、コミュニティ・カレッジは「歴史的な第

三期」(Lombardi, 1978年)に入るわけである。さらに、1976年以降の動向としては地域社会に対して、ただ単に教育プログラムを提供するのみならず、地域社会の諸問題の解決の中心となる community-renewal college の提唱 (Gollattscheck, Harlacher, Roberts and Wygal, 1976年)、また、全米コミュニティ・ジュニア・カレッジ協会の、コミュニティ・スクール運動の諸グループとの提携関係促進のための Community Education Center の設立 (1977年)、また同協会による “Community Forum” の設置 (1977年) などの注目すべき活動を認めることができる。

さて、以上のように、1970年代になり、コミュニティ・カレッジは、特にコミュニティ・サービスの機能に重点を置くようになったが、ここで問題になるのは、そもそも “community” をどのようにとらえるのか、ということである。すなわち、コミュニティ・カレッジの「守備範囲」をどのように考えるのか？カリフォルニア州のように、コミュニティ・カレッジの学区 (districts) が整備されている場合は問題は比較的簡単であるが、これは例外といえる。さらに、“community” =学区 (=地理的なひろがり) と限定してよいのか？この点に関して、Ratcliff は、“community” を、地理的ひろがりの他に、a) 生活様式、b) 社会集団、c) 生活集団、の4つの位相から把握することを提唱している (1978年)。また、この問題に関連して、コミュニティ・カレッジがコミュニティ・サービスの機能を強調することによって、“college” としての機能は不明確になるのではないか、そして、その場合、どのような教育制度上の位置づけがなされるのか、といった問題も提起されている。(Lombardi, 1978年) 特に、伝統的な高等教育の理念を信奉するコミュニティ・カレッジ教授陣と、コミュニティ・サービス担当のスタッフや地域社会からの「学生」との間の意識のズレ (この点、Gleazer, Jr. の弁明にもかかわらず、1970年—1971年にかけて行なわれたコミュニティ・カレッジに関する全米的調査 “Project Focus” は、このようなズレが存在することを描き出した。) をどのように解決してゆくのか、という問題も残されている。